

# 三豊市商品券を発売します

三豊市商品券を4月1日から発売します。贈り物や冠婚葬祭のお返し等にお使いください。



## どこで買えるの

三豊市商工会高瀬支所および詫間支所で購入できます。  
また、他の商工会支所でも取り次ぎ購入が可能です。

**種類は** 500円券と1000円券の2種類

**有効期限は** 1年

## お釣りは出るの

お釣りはできません。あらかじめご了承ください。

## どこで使えるの

店頭には、右のステッカーが貼ってある商品券取扱店で使用できます。



### 商品券取扱店を募集しています

登録申請書は、商工観光課・三豊市商工会の窓口または市ホームページでもダウンロードできます。必要事項を記入した後に、三豊市商工会へ申請書を提出してください。

## プレミアム付商品券を発売します!!

景気の急速な落ち込みの中、生活支援・市内商工業者の景気活性化を目的にプレミアム付商品券を発売します。この商品券は1000円券11枚つづり(11000円分)の商品券を10000円で発売します。

市内経済の活性化のため、商品券を購入して市内でドンドンお買い物を楽しみましょう。

**発行総額** 1億1000万円

**発行券** 1冊10000円(1000円券の11枚つづり)

**発行冊数** 10000冊

### 販売期間・場所

4月26日(日)から5月1日(金)までは、三豊市商工会本所および商工会各支所窓口で販売します。なお、上期期間で売り切れなかった場合は、5月7日(木)からは、三豊市商工会詫間支所・高瀬支所窓口で販売します。

販売時間は午前9時から午後3時です。  
売り切れしだい終了します。

**使用期間** 4月26日(日)～10月31日(土)

**購入限度** 1回の購入につき、1人5冊(50000円)まで

1冊につき  
1000円お得!!



# 国民年金のお知らせ



国民年金保険料学生納付特例制度は収入の少ない学生のための制度です。申請して承認されると在学中の保険料の納付が猶予され、卒業後に後払いできます。

## 対象となる学生は

大学・専門学校等の定められた学校に在籍し、本人の所得が一定額以下の人

## 申請手続きは

下記の書類を持って、市民課または各支所市民サービス課で手続きをしてください。

年金手帳または納付書

学生証または在学証明書（コピーも可）

印鑑

前年所得がある人は、離職票または雇用保険受給資格者証等をお持ちください。

## 承認期間は

4月から翌年3月までです。

問い合わせ 市民課 73・3005

善通寺社会保険事務所国民年金課

0877・62・1660

## 申請は毎年必要

ただし、昨年12月までに申請した人は、社会保険庁からはがき形式の申請書が届きますので、記入し返してください。

なお、今年1月以降に申請した人や学校が変更になる人、昨年度所得のある人等は、前回と同様に窓口で手続きが必要です。

## 承認を受けると

学生納付特例期間は、将来の年金の受給資格期間に算入されます。ただし年金額には反映されませんので10年以内に追納しましょう。なお、2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。

また、学生納付特例期間中の事故や病気等で重い障がいが残ったときや死亡の場合には、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

## 募集団地

# 市営住宅の入居者募集

	住宅名(所在)	構造	戸数	使用料	
公 営 住 宅	前田団地(高瀬町比地中)	3LDK(中層耐火3階建)	1	23,100円～45,400円	入居する人の所得に応じて決定します
	勝間団地(高瀬町下勝間)	3K(簡易耐火2階建)	1	11,600円～22,900円	
	神原団地(高瀬町下勝間)	3DK(中層耐火3階建)	1	16,700円～32,800円	
	西野団地(詫間町詫間)	3DK(中層耐火3階建)	1	20,000円～39,300円	

## 申し込みができる人(以下の条件をすべて備えている人)

## 必要書類

市内に住所または勤務場所を有する人  
同居の親族か、同居しようとする親族がいる人  
(婚姻の届け出はしていなくても、事実上婚姻関係と同じ事情にある人や婚約者を含む)  
現に住宅に困窮している人  
市町村税等を滞納していない人  
世帯の月額所得が基準の範囲内であること。  
申込者または同居親族が暴力団員でないこと。

申込書(住宅課または各支所事業課・高瀬事業課にあります)  
住民票(本人および同居しようとする親族全員、続柄が記載されたもの)  
所得課税証明書(15歳以上で学生を除く全員)  
納税証明書(15歳以上で学生を除く全員)  
申立書等

(注)一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。  
詳しくは住宅課までお問い合わせください。

## 申し込み期間

入居希望者は、4月1日(水)から15日(水)の午前8時30分から午後5時(土、日は除く)までに、必要書類を持って住宅課または各支所事業課・高瀬事業課まで申し込みください。

なお、受付は申し込み期間のみです。

入居予定時期 5月上旬

## 入居の決定方法

入居者選考委員会により選考し、決定します。

問い合わせ 住宅課

62・1131



# はかりの定期検査を受けましょう

2年に1回のはかりの定期検査を下記の日程で実施します。

取り引きや証明に使用するはかりは、計量法により2年ごとに定期検査を受検することが義務づけられています。お近くの会場で必ず受検してください。

平成21年度三豊市特定計量器定期検査日程表

検査区域	日 時	場 所	
豊中町	4月14日(火) 15日(水)	豊中町農村環境改善センター	
詫間町	16日(木) 17日(金)		
		10:00 ~ 15:00	詫間庁舎
	21日(火)	11:00 ~ 12:00	詫間支所粟島出張所
仁尾町	22日(水)	10:00 ~ 15:00	仁尾町体育センター
三野町	23日(木)		三野庁舎
山本町	5月7日(木)		山本町農村環境改善センター
財田町	8日(金)		財田庁舎
高瀬町	12日(火) 13日(水)		高瀬町農村環境改善センター
市全域	6月2日(火)	10:00 ~ 11:30	豊中町農村環境改善センター

問い合わせ 県計量検定所 087-881-2517  
商工観光課 62-1129

## 『裁判員制度』

**Q** 裁判員等には選ばれる確率はどれくらいですか？



**A** だいたい3,500人に1人と見込まれています。

裁判員を適任と認めるために何人の裁判員候補者に来ていただくかは、個々の事件ごとに、裁判所が決めることとなります。仮に通常の事件で50人程度、審判に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選んだとした場合、平成17年の裁判員制度の対応となる事件が全国で約3,500件であったことを前提に試算すると、1年間に18万人~36万人の方に裁判所に来ていただくこととなります。強率で言うと、全国で1年当たり、全有権者のうち、実際の事件ごとに裁判員候補者として裁判所に来ていただく方は約300~600人に1人程度(0.18~0.33%)、そして、実際に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただくのは約3,500人に1人程度(0.03%)となります。

問い合わせ 高松地方裁判所総務課 087-851-1537